医業未収金回収業務委託公募型プロポーザル実施要領

1　趣旨

この要領は、地方独立行政法人市立吹田市民病院（以下「法人」という。）が、医業未収金回収業務の受託者を、公募型プロポーザル方式により選定するために必要な事項を定めるものとする。

2　業務の概要

（1） 委託業務名

医業未収金回収業務委託

（2） 業務の内容

「医業未収金回収業務委託仕様書」（以下「仕様書」という。）による。

（3） 未収状況（令和８年３月３１日時点）

令和７年３月３１日までの未収額：２５，４７２，８６７円

令和７年４月１日以降の未収額：２９，０５６，０４０円

（4） 契約期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで（３年間）

地方独立行政法人市立吹田市民病院契約規程第３条第２項に基づく複数年契約とする。したがって、この契約の締結する日の属する年度以降において、当該契約に係る法人の予算において減額又は削除があった場合、法人はこの契約を変更し、又は解除することができる。

3　参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、下記に掲げる要件をすべて満たしている者とする。

（1） 弁護士法（昭和２４年法律第２０５号）第４条に規定する弁護士、又は同法第３０条の２に規定する弁護士法人であること。

（2） 以下のいずれかに該当すること。

ア 公告日において、吹田市入札参加資格 有資格者名簿に登載されていること。

イ 一般競争入札等参加資格審査申請書（様式第６号）を提出し、法人の審査を受け、これに適合した者であること。

（3） 吹田市の指名停止処分期間中でないこと。なお、公告日から受託者選定日までの間において、指名停止処分を受けた場合は参加資格を失うものとする。

（4） 令和５年度以降（過去３年間）において、許可病床数４００床以上の医療機関又は公的医療機関における医業未収金回収業務を１年以上受託した実績を有していること。

（5） 会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続開始の申立て、破産法（平成１６年法律第７５号）に基づく破産手続開始の申立てをしていない者及びこれらの申立てがなされていない者であること。

（6） 事業者の代表者、役員（執行役員を含む。）又は支店若しくは営業所を代表する者等、その経営に関与する者（以下「役員等」という。）が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号）第２条第２項に規定する暴力団、暴力団員（同法第２条６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）又は暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有している者でないこと。

4　交付資料及び交付方法

交付資料（法人ホームページからのダウンロードにより交付）

ア　実施要領（本資料）

イ　仕様書

ウ　参加意思表明書（様式第１号）

エ　会社概要、業務実績（様式第２号）

オ　質問書（様式第３号）

カ　提案書（表紙）（様式第４号）

キ　成功報酬見積書（様式第５号）

ク　一般競争入札等参加資格審査申請書（様式第６号）

ケ　辞退届（様式第７号）

5　参加意思表明書等の提出

（1）提出書類

ア　参加意思表明書（様式第１号）

イ　会社概要、業務実績（様式第２号）

ウ　実績を証明する契約書等の写し

（2）提出期限

令和８年１２月１４日（月）１７時必着

（3）提出方法

持参又は郵送（書留郵便等配達確認ができるものに限る）

（4）プロポーザル参加の可否

受付後、参加の可否を判断し、法人が資格を満たさないと判断した場合のみ電話にて連絡をする。

（5）その他

参加意思表明書の提出後、都合により参加を辞退することになった場合は、速やかに辞退届（様式第７号）を提出すること。

6　質問及び回答

プロポーザルに参加するに当たって質問事項がある場合は、次のとおり提出すること。

ただし、募集についての質問にのみ回答する。原則として、個別の回答はしない。

（1）提出期限

令和８年１２月７日（月）１７時必着

（2）提出方法

事務局のメールアドレスへ質問書を添付して電子メールを送信すること。送付の際は、件名を「医業未収金回収業務委託公募型プロポーザルに関する質問について」とすること。なお、不着等の事故を防ぐため、電子メール送信後、電話で送付の旨を連絡すること。

電話、ＦＡＸ、訪問による質問は受け付けない。

（3）回答方法

令和８年１２月１０日（木）までに、法人ホームページにて公表する。なお、質問への回答は実

施要領又は仕様書の追加・修正とみなす。

7　提案書の提出

（1） 提出書類

ア　提案書（表紙）（様式第４号）（正本１部、副本６部）

イ　提案書（任意様式）（正本１部、副本６部）

ウ　成功報酬見積書（様式第５号）（１部）

（2） 提出期限

令和８年１２月２１日（月）１７時必着

（3） 提案内容

提案内容については、下記のとおりとする。

提案項目１から５は任意様式でよい。提案項目６は様式第５号を使用すること。

提案項目	提案内容	配点
1. 基本方針	・病院の信頼性、公的医療機関の役割に配慮した取り組みについて提案すること。 ・医療費の性質理解と困難な案件への取り組みについて提案すること。	10 点
2. 組織、実施体制	・業務を遂行できる人員数、組織体制や管理責任体制について提案すること。 ・業務従事者と配置弁護士の経験、資格、専門性について提案すること。 ・病院との連絡、調整、報告等の方法について提案すること。	10 点
3. 受託、回収実績	・過去３年間における許可病床数４００床以上の医療機関又は公的医療機関での受託実績及び回収実績について提案すること。	15 点
4. 業務実施方法	・催告方法、催告回数、集金方法および入金方法等の管理方法について提案すること。 ・滞納者からの分納、公的支援等の納付相談対応について提案すること。 ・居所不明者、相続人等の調査手法について提案すること。 ・通常の催告で解決が見込めない債権への法的措置等の有効な対応について提案すること。 ・その他未収金縮減に資する独自の有用な提案をおこなうこと。	25 点
5. 法令遵守、 個人情報保護	・個人情報保護、情報セキュリティ管理体制、職員研修の実施状況について提案すること。 ・苦情、トラブル発生時の対応マニュアル等の整備及び契約終了時の対応について提案すること。	10 点
6. 価格評価	成功報酬率について提案すること。 消費税及び地方消費税を含まず記載すること。	30 点
合計		100 点

（４） 注意事項

ア　用紙規格はＡ４判（片面印刷・左綴じ、通し番号付き）とし、全体の枚数は表紙等を除き２０頁以内とする。

イ　事業者名、代表者名、ロゴ等、事業者が特定できる記載・表示を一切行わないこと（マスキング処理を徹底すること）

ウ　文字を補完するためにイラスト、イメージ図等を使用することができる。

8　プレゼンテーション及びヒアリング

提出書類の内容に基づくプレゼンテーション及びヒアリングを下記のとおり実施する。

（１） 実施日

令和９年１月１２日（火）から令和９年１月１５日（金）のうち、いずれか１日。

実施場所等、詳細については、後日通知する。

（２） 注意事項

ア　参加意思表明書受付順に実施する。

イ　当日配布資料は認めない。

ウ　提案書の内容の順序に沿ったプレゼンテーションを実施すること。

エ　会場に入室できる者は、説明を行う者を含めて３名以内とする。

オ　１事業者あたりのプレゼンテーションの時間は２０分間、ヒアリングに１０分間を割り当て、合計３０分程度とする。スクリーン及びプロジェクターは法人が用意するものを使用するものとする。

カ　ヒアリングは、プレゼンテーションの内容及び審査書類に関し行うものとする。

キ　プレゼンテーション中に、社名や商標など意思表明者を確認できる発表を行わないこと。

9　受託者の選定方法

公募により業務に係る提案書等の提出を受け、提出書類の審査、プレゼンテーション及びヒアリング内容を総合的に審査したうえで、総合的に最も優れた内容であると認めた者を、医業未収金回収業務受託者選定会議（以下「選定会議」という。）によって、受託予定者を選定する。

（１） 選定方法

提出書類の審査（価格評価 150 点）、プレゼンテーションの審査（提案評価 350 点）を総合的に評価し、１位と順位付けした委員数が多い者を受託予定者として選定するものとする。１位として順位付けした委員数で決定できない場合は、同数となった者について、２位と順位付けした委員数が多い者を上位として決定する。いずれの方法でも決定できない場合は、選定会議による合議または多数決により決定する。

ただし、受託予定者については、満点の６割以上を獲得している者のであることとする。

１０ 審査結果

（１） 審査結果の通知

最終選定結果は令和９年１月２０日（水）（予定）までに法人ホームページで公表し、審査結果通知書を発送する。なお、審査結果の問い合わせについては一切応じない。

（２） 契約の締結交渉

審査により選定した受託予定者と提案内容及び法人の意向について協議調整を行い、決定に至

れば受託者として決定し、契約を締結する。ただし、その者が契約締結時までに前記３ 参加資格の各号の要件を満たしていないと判断された場合や、辞退その他の理由から契約締結が不可能となった場合には、次点の者と契約締結の交渉を行うものとする。

（３） 失格事項

以下のいずれかに該当した者は失格とする。

ア　提案書等必要な書類に不備がある、または提出期限に遅れた者

イ　提出書類に虚偽の記載をした者

ウ　プレゼンテーションの実施に遅れた者

エ　前記３ 参加資格の各号の要件を満たしていないと判断される者

オ　参加意思表明書を提出した者が審査委員に直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合

１１ 契約保証金

契約規程第２７条第１号に基づき免除。

１２ 誓約書

契約締結時に暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。

１３ その他

（１） 各提出書類（質問書含む）の提出は、土・日・祝休日を除く９時から１７時までとする。

（２） 押印の必要な箇所については、社印及び代表者印を押印すること。

（３） 本プロポーザルに関して用いる言語は日本語、金銭の支払いに用いる通貨は円とする。

（４） 提案に係る一切の費用は、提案者の負担とする。

（５） 提出書類は、提案者に返却しない。

（６） 提出書類の受領後の差替え及び再提出は認めない。

（７） 提出書類以外に必要と認める場合、追加資料を求める場合がある。

（８） 本提案に係る情報公開請求があった場合は、地方独立行政法人市立吹田市民病院情報公開規程に基づき、提出書類を公開することがある。

（９） 提出された書類は、本提案以外の目的で提案者に無断で使用しない。

１４ 事務局、提出書類等の提出先

〒５６４－８５６７

吹田市岸部新町５番７号

地方独立行政法人市立吹田市民病院 医療事務室（未収金担当）

電話 ０６－６３８７－３３１１（内線 ５２２５）

電子メール shomu@mhp.suita.osaka.jp